

はじめに

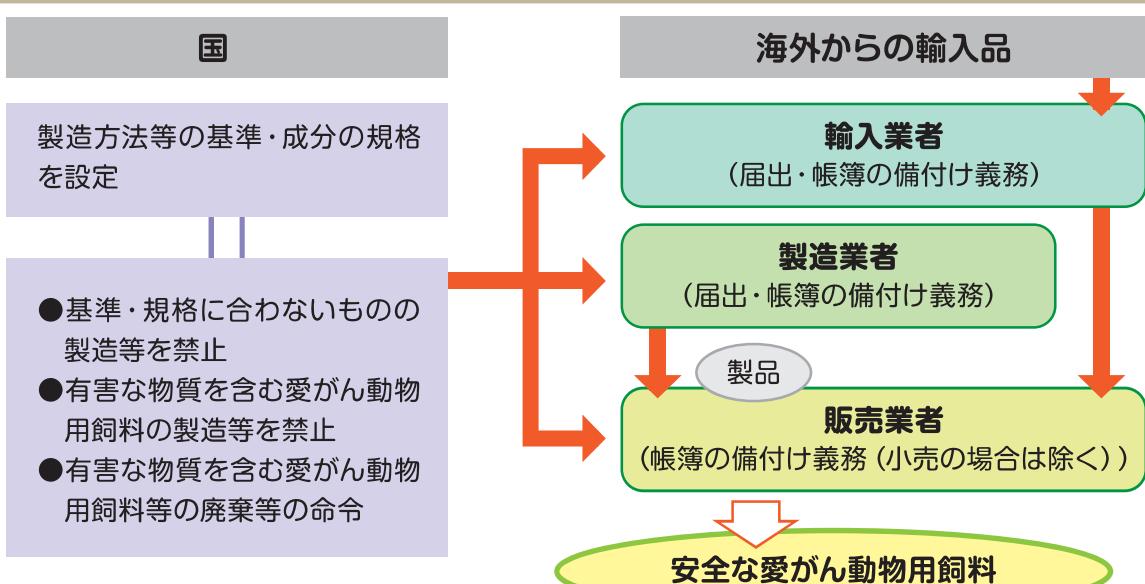
2008年6月、愛がん動物用飼料（ペットフード）の安全性の確保を図り、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与するために、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）」が成立し、2009年6月1日から施行されました。

この法律は、ペットフードの製造の方法や表示についての基準、成分についての規格を定め、これに合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止するものです。ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者は、定められた基準や規格を守らなければなりません。

※この法律におけるペットフードとは犬と猫の栄養に供することを目的として使用されるものです。

（2018年8月現在）

ペットフード安全法の概要



なお、この法律の詳細については、

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>) または、

農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>) をご覧下さい。

しかしながら、ペットフード安全法の規制だけで、ペットの健康被害を防げるわけではありません。ペットの健康と安全を守るためにには、フードを与える飼い主自身が、ペットの生態や必要な栄養素、食べ物などについて理解し、適切に与えることが大切です。「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」においても、次のように規定されています。

動物愛護管理条例

第2条 基本原則 抜粋

- ・全ての人は、動物を取り扱う場合、適切な給餌・給水を行わなければならない。

第7条 動物の飼い主の責務 抜粋

- ・動物の種類・習性等を正しく理解し、動物の健康及び安全を保持するように努めること。
- ・感染症などの病気の知識を持ち、予防するために必要な注意を払うように努めること。

このガイドラインは、犬と猫を対象として、ペットフードの選び方や与え方、日頃の健康管理などについて紹介し、飼いの方々の理解と適切な飼養を推進することを目的として作成しました。